

令和4年度高齢者虐待防止セミナー開催要綱（施設編）

- 1 目的 高齢者虐待防止法では、養護者及び養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合に、市町村への速やかな通報義務（養護者の場合は通報努力義務）が定められていますが、本県における相談・通報件数は全国的に低く、潜在しているケースが多いと推測されます。
こうした状況を踏まえ、高齢者の権利擁護と虐待防止に向け関係者がそれぞれの役割を理解し、適切に対処するための対応力向上を目的として研修を行います。
- 2 実施機関 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
- 3 受講対象 高齢福祉担当市町村職員、介護保険担当市町村職員、地域包括支援センター職員、老人福祉法及び介護保険法に定める施設・事業所の管理者
- 4 受講定員 集合30名 オンライン30名（ともに先着順）
- 5 日程 令和4年9月21日（水）・22日（木）
※2日間の連続受講となります
時間：午前10時から午後4時30分まで（両日とも）
受付：午前9時30分から50分まで（初日のみ）
- 6 会場 秋田県社会福祉会館 8階 合同研修室
住所：秋田市旭北栄町1-5
TEL：018-824-2777
- 7 申込方法 ・下記の申込用のGoogleフォームからお申込ください。
URL→<https://forms.gle/v9bNzspy54UNbHSm7>

QRコード→

 - ・申込締切後、決定通知を送付しますが、申込多数の場合、御希望に添えない場もありますので御了承ください。
 - ・高齢者虐待に関する質問等がありましたら、Googleフォーム内の、質問記入欄に御記入ください。
- 8 申込締切 令和4年8月5日（金）必着

9 内 容

< 1日目 > 9月21日(水)

| 時 間 | 内容・講師 |
|-------------|--|
| 9:30~9:50 | 受付 |
| 10:00~12:00 | 講義 1 『高齢者虐待防止法における市町村・地域包括支援センター等 の関係者の役割と対応』 ≪講師≫ 秋田弁護士会 千秋パーク法律事務所 弁護士 藤原 美佐子 氏 |
| 12:00~13:00 | 昼食・休憩 |
| 13:00~16:00 | 講義 2 『虐待対応における市町村・地域包括支援センター等 の権利擁護の視点と虐待対応の基本的な流れ』 講義 3 『通報受理、事実確認や緊急性の判断等の初動期対応のポイント』 ≪講師≫ 特定医療法人 荘和会 障害者自立支援センター「和」 センター長 浅利 和磨 氏 |
| ~16:30 | 質疑応答・アンケート・閉会 |

< 2日目 > 9月22日(木)

| 時 間 | 内容・講師 |
|-------------|--|
| 10:00~12:00 | 演習 1 『初動期段階における市町村・地域包括支援センター等の対応』 ≪講師≫ 特定医療法人 荘和会 障害者自立支援センター「和」 センター長 浅利 和磨 氏 |
| 12:00~13:00 | 昼食・休憩 |
| 13:00~16:00 | 演習 2 『事例演習を通じた市町村・地域包括支援センター等 の虐待対応の一連の流れの理解』 ≪講師≫ 特定医療法人 荘和会 障害者自立支援センター「和」 センター長 浅利 和磨 氏 |
| ~16:30 | 質疑応答・アンケート・閉会 |

1 0 留意事項

- (1) 新型コロナウイルスの感染状況により研修内容を変更する場合は、別途御連絡します。
- (2) 研修実施に当たり、マスク着用や手洗いを呼びかけるとともに、消毒液の設置や研修会場の換気等感染予防対策を行いますので御協力ください。

1 1 問合せ先

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

地域福祉・生きがい振興部 生きがい・健康づくり担当／小野・工藤

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内

TEL 018-824-2777 FAX 018-864-2742 MAIL ikigai@akitakenshakyō.or.jp